

現行	改正案
<p style="text-align: center;">東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱</p> <p style="text-align: center;">制定 平成元年2月16日付63環大規第202号 最終改正 平成31年3月29日付30環改大第1016号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第127条第2項の規定に基づき、窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる小規模燃焼機器（以下「低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>燃焼機器」という。）<u>について必要な事項を定め、低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>燃焼機器に関する情報を提供する</u>ことを目的とする。</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 この要綱が対象とする低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>燃焼機器は、冷暖房、給湯等の用途に用いる次の各号に掲げる機器とする。</p> <p>一 小型ボイラー類</p> <p>次に掲げる機器のうち、大気汚染防止法施行規則（昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号）第2条により算定された伝熱面積が10㎡未満であり、かつ、熱出力が35kW<del>（4及びウに掲げるものにあつては、5.8kW）</del>以上のもの。</p> <p>ア 蒸気ボイラー</p> <p>イ 温水ボイラー（ウに該当するものを除く。以下同じ。）</p>	<p style="text-align: center;">東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱</p> <p style="text-align: center;">制定 平成元年2月16日付63環大規第202号 最終改正 令和元年●月●日付31環改大第●●号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第127条第2項の規定に基づき、窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる小規模燃焼機器（以下「低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub><u>小規模</u>燃焼機器」という。）<u>の認定及び情報の提供に当たって必要な事項を定める</u>ことを目的とする。</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 この要綱が対象とする低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub><u>小規模</u>燃焼機器は、冷暖房、給湯等の用途に用いる次の各号に掲げる機器とする。</p> <p>一 小型ボイラー類</p> <p>次に掲げる機器のうち、大気汚染防止法施行規則（昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号）第2条により算定された伝熱面積が10㎡未満であり、かつ、熱出力が35kW以上のもの。</p> <p>ア 蒸気ボイラー</p> <p>イ 温水ボイラー（ウに該当するものを除く。以下同じ。）</p>

ウ **業務用**給湯器（先止め式のものに限る。以下同じ。）

エ 温水発生機

オ 冷温水発生機

## 二 内燃機関類

次に掲げる機器のうち、燃焼能力が重油に換算した量で1時間当たり5リットル未満のもの。

ア ガスヒートポンプ

イ 発電出力5 **kW**以上のコージェネレーションユニット（原動機がガス機関であるものに限る。以下同じ。）

（認定基準）

第3条 低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>燃焼機器の認定の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

### 一 窒素酸化物

窒素酸化物の排出濃度の基準は、著しく排出濃度が低い「超低NO<sub>x</sub>」と排出濃度が低い「低NO<sub>x</sub>」の2段階とする。

#### ア 小型ボイラー類

使用燃料		窒素酸化物の排出濃度	
		超低NO <sub>x</sub>	低NO <sub>x</sub>
ガス燃料	<b>業務用</b> 給湯器	50ppm以下	60ppm以下
	上記以外	40ppm以下	50ppm以下
液体燃料		60ppm以下	70ppm以下

備考 排出濃度は、酸素濃度を0%に換算した値とする。

ウ 給湯器（先止め式のものに限る。以下同じ。）

エ 温水発生機

オ 冷温水発生機

## 二 内燃機関類

次に掲げる機器のうち、燃焼能力が重油に換算した量で1時間当たり5リットル未満のもの。

ア ガスヒートポンプ

イ 発電出力5 **キロワット**以上のコージェネレーションユニット（原動機がガス機関であるものに限る。以下同じ。）

（認定基準）

第3条 低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>**小規模**燃焼機器の認定の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

### 一 窒素酸化物

窒素酸化物の排出濃度の基準は、著しく排出濃度が低い「超低NO<sub>x</sub>」と排出濃度が低い「低NO<sub>x</sub>」の2段階とする。

#### ア 小型ボイラー類

使用燃料		窒素酸化物の排出濃度	
		超低NO <sub>x</sub>	低NO <sub>x</sub>
ガス燃料	給湯器	50ppm以下	60ppm以下
	上記以外	40ppm以下	50ppm以下
液体燃料		60ppm以下	70ppm以下

備考 排出濃度は、酸素濃度を0%に換算した値とする。

イ 内燃機関類

燃焼機器の種類	出力区分 (冷房能力)	窒素酸化物の排出濃度	
		超低NO <sub>x</sub>	低NO <sub>x</sub>
ガスヒート ポンプ	45 kW以上	12モード 80 ppm以下	12モード 90 ppm以下
	45 kW未満	12モード 80 ppm以下	12モード 100 ppm以下
コージェネレー ションユニット	—	—	150 ppm以下

備考 排出濃度は、酸素濃度を0%に換算した値とする。

二 効率

二酸化炭素の排出量の指標として、本制度では機器の効率を用いる。

効率の基準は、著しく効率が高い「超高効率」と効率が高い「高効率」の2段階とする。

ア 小型ボイラー類

燃焼機器の種類		効 率	
		超高効率	高効率
蒸気ボイラー	伝熱面積5㎡以上	97%以上	90%以上
	伝熱面積5㎡未満	95%以上	90%以上
温水ボイラー		93%以上	88%以上
業務用給湯器		95%以上	90%以上
温水発生機		95%以上	88%以上

イ 内燃機関類

燃焼機器の種類	出力区分 (冷房能力)	窒素酸化物の排出濃度	
		超低NO <sub>x</sub>	低NO <sub>x</sub>
ガスヒート ポンプ	45 kW以上	12モード 80 ppm以下	12モード 90 ppm以下
	45 kW未満	12モード 80 ppm以下	12モード 100 ppm以下
コージェネレー ションユニット	—	—	150 ppm以下

備考 排出濃度は、酸素濃度を0%に換算した値とする。

二 効率

二酸化炭素の排出量の指標として、本制度では機器の効率を用いる。

効率の基準は、著しく効率が高い「超高効率」と効率が高い「高効率」の2段階とする。

ア 小型ボイラー類

燃焼機器の種類		効 率	
		超高効率	高効率
蒸気ボイラー	伝熱面積5㎡以上	97%以上	90%以上
	伝熱面積5㎡未満	95%以上	90%以上
温水ボイラー		93%以上	88%以上
給湯器		95%以上	90%以上
温水発生機		95%以上	88%以上

備考 効率は、東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の試験実施要領で機器ごとに指定する効率とする。

伝熱面積5㎡以上の蒸気ボイラーで使用燃料が液体燃料の場合の超高効率の基準は、効率96%以上とする。

伝熱面積5㎡未満の蒸気ボイラーで使用燃料が液体燃料の場合の高效率の基準は、効率89%以上とする。

燃焼機器の種類	出力区分	効 率	
		超高効率	高效率
冷温水発生機	352kW以上	1.4以上	1.2以上
	352kW未満	1.3以上	1.1以上

備考 効率は、COP（冷房成績係数）による。

イ 内燃機関類

燃焼機器の種類	出力区分 (冷房能力)	効 率	
		超高効率	高效率
ガスヒート ポンプ	56kW以上	1.88以上	1.70以上
	56kW未満 45kW以上	1.80以上	1.59以上
	45kW未満 35.5kW以上	1.64以上	1.46以上
	35.5kW未満 28kW以上	1.38以上	1.27以上
	28kW未満	1.23以上	1.12以上

備考 効率は、東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の試験実施要領で機器ごとに指定する効率とする。

伝熱面積5㎡以上の蒸気ボイラーで使用燃料が液体燃料の場合の超高効率の基準は、効率96%以上とする。

伝熱面積5㎡未満の蒸気ボイラーで使用燃料が液体燃料の場合の高效率の基準は、効率89%以上とする。

燃焼機器の種類	出力区分	効 率	
		超高効率	高效率
冷温水発生機	352kW以上	1.4以上	1.2以上
	352kW未満	1.3以上	1.1以上

備考 効率は、COP（冷房成績係数）による。

イ 内燃機関類

燃焼機器の種類	出力区分 (冷房能力)	効 率	
		超高効率	高效率
ガスヒート ポンプ	56kW以上	1.88以上	1.70以上
	56kW未満 45kW以上	1.80以上	1.59以上
	45kW未満 35.5kW以上	1.64以上	1.46以上
	35.5kW未満 28kW以上	1.38以上	1.27以上
	28kW未満	1.23以上	1.12以上

備考 効率は、APF<sub>p</sub>（期間成績係数）による。

JISに適合しない発電装置付及び複数稼動可能な機種等については、その基本となるガスヒートポンプ単体での効率とする。

燃焼機器の種類	効 率	
	超高効率	高効率
コージェネレーションユニット	—	85%以上

備考 効率は、CGU発電端総合効率による。

2 認定区分は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 超低NO<sub>x</sub>及び超高効率の両方の基準に適合するものを「グレードAA」と称す。
- 二 低NO<sub>x</sub>及び高効率の両方の基準に適合するもの（グレードAに該当するものを除く。）を「グレードA」と称す。

（認定の申請）

第4条 低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>燃焼機器の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した様式1による認定申請書（~~正本1部、写し6部の計7部~~）を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 燃焼機器の種類及び代表型式

備考 効率は、APF<sub>p</sub>（期間成績係数）による。

JISに適合しない発電装置付及び複数稼動可能な機種等については、その基本となるガスヒートポンプ単体での効率とする。

燃焼機器の種類	効 率	
	超高効率	高効率
コージェネレーションユニット	—	85%以上

備考 効率は、CGU発電端総合効率による。

2 認定区分は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 超低NO<sub>x</sub>及び超高効率の両方の基準に適合するものを「グレードAA」と称す。
- 二 低NO<sub>x</sub>及び高効率の両方の基準に適合するもの（グレードAに該当するものを除く。）を「グレードA」と称す。

（認定の申請）

第4条 低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した様式1による認定申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 燃焼機器の種類及び代表型式

<p>三 燃料の種類</p> <p>四 燃焼機器の構造等</p> <p>五 窒素酸化物低減の方式</p> <p>六 窒素酸化物排出試験の結果</p> <p>七 効率向上の方式</p> <p>八 効率試験の結果</p> <p>2 前項第6号の窒素酸化物排出試験は、別に定める要領に基づき、計量証明事業者（計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録者）が実施するものとする。ただし、ガスヒートポンプについては、日本工業規格B8627に規定する方法で実施したことが公的な第三者機関により確認できる場合は、窒素酸化物排出試験を申請者が実施できるものとする。</p> <p>3 第1項第8号の効率試験は、別に定める要領に基づき、申請者が実施するものとする。</p> <p><del>4 申請者は、第3条第2項に規定する認定区分に従って申請しなければならない。</del></p> <p>5 第1項の規定による申請をしようとする者は、知事が指定する電子情報処理組織を利用して、同項の認定申請書に記載すべき事項を知事に送信することによって、認定申請書の提出に代えることができる。</p>	<p>三 燃料の種類</p> <p>四 燃焼機器の構造等</p> <p>五 窒素酸化物低減の方式</p> <p>六 窒素酸化物排出試験の結果</p> <p>七 効率向上の方式</p> <p>八 効率試験の結果</p> <p>2 前項第6号の窒素酸化物排出試験は、別に定める要領に基づき、計量証明事業者（計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録者）又は産業標準化法に規定する登録認証機関（当該機器に係る認証を行うものに限る。以下「登録認証機関」という。）に実施させるものとする。ただし、ガスヒートポンプについては、日本産業規格B8627に規定する方法で実施したことが公的な第三者機関により確認できる場合は、窒素酸化物排出試験を申請者が実施できるものとする。</p> <p>3 第1項第8号の効率試験は、別に定める要領に基づき、申請者が自ら実施するか、又は登録認証機関に実施させるものとする。</p> <p>4 第1項の規定による申請をしようとする者は、知事が指定する電子情報処理組織を利用して、同項の認定申請書に記載すべき事項を知事に送信することによって、認定申請書の提出に代えることができる。</p>
--	---

(低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定委員会)

第5条 知事は、低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>燃焼機器の認定審査等について意見を聴取するため、低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定委員会（以下「認定委員会」という。）を置く。

2 認定委員会の組織及び運営に必要な事項については、別に定める。

(認定)

第6条 知事は、第4条第1項の認定申請書の提出があったときは、認定委員会の意見を聴いた上で、当該申請に係る機器をグレードAA又はグレードAとして認定するか否かを決定する。

2 前項の規定による決定にあつては、第3条の認定基準により、超低NO<sub>x</sub>及び超高効率に適合した機器をグレードAAとして、低NO<sub>x</sub>及び高効率に適合した機器（超低NO<sub>x</sub>及び超高効率に適合した機器を除く。）をグレードAとして認定する。

3 知事は、申請者に対し、認定審査に必要な事項について、資料の提出及び説明を求めることができる。

(認定書の交付等)

第7条 知事は、低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>燃焼機器の認定を決定したときは、当該申請者に対し、様式2の1又は様式2の2による認定書（以下「認定書」という。）を交付する。

(低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定委員会)

第5条 知事は、低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定審査その他この要綱の施行に必要な事項について意見を聴取するため、低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定委員会（以下「認定委員会」という。）を置く。

2 認定委員会の組織及び運営に必要な事項については、別に要領で定める。

(認定)

第6条 知事は、第4条第1項の認定申請書の提出があったときは、認定委員会の意見を聴いた上で、当該申請に係る機器をグレードAA又はグレードAとして認定するか否かを決定する。

2 前項の規定による決定にあつては、第3条の認定基準により、超低NO<sub>x</sub>及び超高効率に適合した機器をグレードAAとして、低NO<sub>x</sub>及び高効率に適合した機器（超低NO<sub>x</sub>及び超高効率に適合した機器を除く。）をグレードAとして認定する。

3 知事は、申請者に対し、認定審査に必要な事項について、資料の提出及び説明を求めることができる。

(認定書の交付等)

第7条 知事は、低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定を決定したときは、当該申請者に対し、様式2の1又は様式2の2による認定書（以下「認定書」という。）を交付する。

2 認定書の交付を受けた者は、~~様式3による認定証票（以下「認定証票」という。）を、当該認定を受けた機器（以下「認定機器」という。）の見やすい位置に貼付するものとする。~~

3 知事は、認定をしないことを決定したときは、当該申請者に対し、様式4によりその旨を通知する。

(認定の取消し)

第8条 知事は、認定機器が、次の各号のいずれかに該当する場合には、~~認定委員会の議を経て、~~認定の決定を取り消すことができる。

- 一 偽りの申請によって認定を受けた~~ことが判明した~~とき。
- 二 ~~認定書又は認定証票を不正に使用したとき。~~
- 三 ~~第3条に規定する認定基準を維持して製造することができなくなったとき。~~
- 四 ~~認定書の交付を受けた者から、認定取消しの願いが出されたとき。~~

2 知事は、認定取消しを決定したときは、当該機器の認定証を交付されている者に対し、その旨を通知するとともに、認定書の返納を求めるものとする。

(認定の公示)

第9条 知事は、低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>燃焼機器の認定を決定したときは、申請者の氏名又は名称並びに認定機器の種類及び代表型式の名

2 認定書の交付を受けた者（以下「認定機器製造等事業者」という。）は、機器へのラベルの貼付、印刷物への記載、インターネットの利用による公表その他の方法により、当該機器が低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器であることをわかりやすく表示するものとする。

3 知事は、認定をしないことを決定したときは、当該申請者に対し、様式4によりその旨を通知する。

(認定の取消し)

第8条 知事は、認定機器が、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定の決定を取り消すことができる。

- 一 偽りの申請その他不正の手段により認定を受けたとき。
- 二 小規模燃焼機器に当たらないことが明らかとなったとき。
- 三 認定基準に適合しないことが明らかとなったとき。
- 四 当該機器に係る認定機器製造等事業者が、正当な理由なく本要綱の規定を遵守しなかったとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消そうとする場合には、当該機器に係る認定機器製造等事業者に対し、取消しの原因となる事実を通知し、弁明の機会を付与する。

(認定の公示)

第9条 知事は、低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定を決定したときは、申請者の氏名又は名称並びに認定機器の種類及び代表型



称を公示するものとする。

2 前項の規定は、認定の取消しを決定したときについて準用する。

(製造状況の報告)

第10条 ~~認定書の交付を受けた者は、様式5により認定機器の製造及び販売の状況を、知事に対し、年1回報告するものとする。~~

(資料の提出)

~~第11条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、認定書の交付を受けた者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。~~

(氏名の変更等)

第12条 認定書の交付を受けた者は、氏名若しくは住所（法人にあっては名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）又は認定機器の代表型式の名称に変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 第9条第1項の規定は、前項の変更（住所又は代表者の氏名若しくは主たる事務所の所在地の変更を除く。）の届出があったときについて準用する。

式の名称を公示するものとする。

2 前項の規定は、認定の取消しを決定したときについて準用する。

(報告)

第10条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、認定機器製造等事業者に対し、低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の製造及び販売の状況の報告を求めるものとし、また、その他の事項の報告を求めることができる。

(氏名の変更等)

第11条 認定機器製造等事業者は、氏名若しくは住所（法人にあっては名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）又は認定機器の代表型式の名称に変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 第9条第1項の規定は、前項の変更（住所又は代表者の氏名若しくは主たる事務所の所在地の変更を除く。）の届出があったときについて準用する。

(承継)

第12条 認定機器製造等事業者について相続、合併又は分割（低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器を製造する事業を承継させるものに

(検査)

第13条 知事は、関係職員に、認定機器を製造する工場等に立ち入り、認定機器を検査した測定装置類、検査の手順や結果を記録した帳簿等の書類、認定機器の出荷時の検査状況、製造工程、その他本制度の公平性を担保するために必要な事項を検査させることができる。認定書の交付を受けた者は、この検査に協力しなければならない。

2 前項の規定により検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

附 則 (平成元年2月16日 63環大規第202号)

この要綱は、平成元年3月1日から施行する。

附 則 (平成6年2月15日 5環大規第223号)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該認定書の交付を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により認定機器製造等事業者の地位を承継した者は、別に要領で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があった場合には、その旨を公示する。

(検査)

第13条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において関係職員に、認定機器製造等事業者の同意を得て、その事業所に立ち入り、低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の試験手順及び試験結果を記録した帳簿、試験に用いた測定装置その他の物件若しくは低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器に係る製造、出荷時の検査その他の業務の状況検査をさせることができる。

2 前項の規定により検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

附 則 (平成元年2月16日 63環大規第202号)

この要綱は、平成元年3月1日から施行する。

附 則 (平成6年2月15日 5環大規第223号)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年2月7日 7環大規第243号)  
この要綱は、平成8年4月15日から施行する。

附 則 (平成10年3月28日 9環大規第283号)  
この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月12日 12環改規第545号)  
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月10日 20環改規第924号)  
1 この要綱は、平成21年3月10日から施行する。  
2 この要綱の施行日前に認定した機器は、改正前の東京都低NO<sub>x</sub>小規模燃焼機器認定要綱第7条第2項の認定証票を当分の間、貼付することができる。

附 則 (平成25年3月5日 24環改大第693号)  
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月30日 26環改大第455号)  
1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
2 この要綱の施行日前に認定した機器は、改正前の東京都低NO<sub>x</sub>・CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱第7条第2項の認定証票を当分の間、貼付することができる。  
3 この要綱の施行日前に認定した機器について、改正後の要綱に基づく認定を受けようとする者は、改めて第4条の規定により認定を申請しなければならない。この場合において、第4条第1項第6号の窒素酸化物排出試験及び同項第8号の効率試験は、省略することができる。

附 則 (平成8年2月7日 7環大規第243号)  
この要綱は、平成8年4月15日から施行する。

附 則 (平成10年3月28日 9環大規第283号)  
この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月12日 12環改規第545号)  
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月10日 20環改規第924号)  
1 この要綱は、平成21年3月10日から施行する。  
2 この要綱の施行日前に認定した機器は、改正前の東京都低NO<sub>x</sub>小規模燃焼機器認定要綱第7条第2項の認定証票を当分の間、貼付することができる。

附 則 (平成25年3月5日 24環改大第693号)  
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月30日 26環改大第455号)  
1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
2 この要綱の施行日前に認定した機器は、改正前の東京都低NO<sub>x</sub>・CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱第7条第2項の認定証票を当分の間、貼付することができる。  
3 この要綱の施行日前に認定した機器について、改正後の要綱に基づく認定を受けようとする者は、改めて第4条の規定により認定を申請しなければならない。この場合において、第4条第1項第6号の窒素酸化物排出試験及び同項第8号の効率試験は、省略することができる。

附 則 (平成28年1月22日 27環改大第586号)

この要綱は、平成28年1月22日から施行する。

附 則 (平成28年3月17日 27環改大第694号)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の第3条第1項第1号の窒素酸化物のガスヒートポンプに関する認定基準は、平成30年3月31日までその適用を猶予し、その間は従前の例による。

附 則 (平成31年3月29日 30環改大第1016号)

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則 (平成28年1月22日 27環改大第586号)

この要綱は、平成28年1月22日から施行する。

附 則 (平成28年3月17日 27環改大第694号)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の第3条第1項第1号の窒素酸化物のガスヒートポンプに関する認定基準は、平成30年3月31日までその適用を猶予し、その間は従前の例による。

附 則 (平成31年3月29日 30環改大第1016号)

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則 (令和元年●月●日 31環改大第●●号)

この要綱は、令和元年●月●日から施行する。